

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年12月25日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年12月25日（水）午前9時15分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

総務課 篠宮課長、村越副主幹、佐藤主査、本橋主査

3 件名

令和2年度白井市行政組織の再編について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・組織については、市民サービスや事務の効率を考えた上で、固定化するものと流動的なものがあって良い。
- ・係制とスタッフ制を併用し、その業務ごとの効率性など実態に合った体制にするということはよいと思う。
- ・事務の整理等を専門的に行う特命係的な組織を今後検討とのことだが、行政経営改革を進めていく上では、民間から人材を登用して大胆に取り組んでいく必要もあるのではないか。また、情報化など専門的知識が必要なものなども民間に任せて、民間の力を活かして、職員の育成ができればよいという考え方もあると思う。
- ・男女共同参画室の廃室について、それぞれの業務を分けることで体制、連携が強化されるということを示した方が良い。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

第1号様式その1(第4条第4項関係)

令和元年12月25日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件 名	令和2年度白井市行政組織の再編について	
現状・課題	<p><u>1 行政組織について</u> •平成31年度組織 7部31課65班(係) 今後、定員管理において職員数を減少することとしている。また、管理職をはじめ知識と経験を有する職員の大量の定年退職者が見込まれる状況にある。さらに、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢の変化や人口減少に伴う市税収入の減など厳しい財政状況が見込まれる中、効率的かつ効果的な組織の構築を目指し、組織のスリム化を図る必要がある。(目標:R2年度28課)</p> <p><u>2 係制について</u> 昨年度、課題や問題点を整理し、検証を行った後、市の実態及び目指すべき姿を踏まえた上で制度化し令和2年度以降の係制移行を目指すとした。 今年度は、課題や問題点を整理し、検証を行う必要がある。</p>	
付議事案	目的	平成29年度に策定した「白井市行政組織再編基本方針」に基づき、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制を構築するため、行政組織の再編を行う。
付議事案	対応方策	<p>平成30年度、平成31年度と部の再編など大きな組織改正を行ったが、持続可能な行財政運営を推進するため、将来を見据え統廃合を含めた組織体制を構築する必要がある。 そのため、昨年に引き続き、行政組織再編検討委員会及び検討部会を設置し、令和2年度に実施するものと令和3年度以降に実施する組織の検討を行った。</p> <p><u>1 行政組織について</u> ●令和2年度行政組織 •男女共同参画室を廃室し、男女共同参画及び人権に関する事務を市民活動支援課へ、多文化共生及び国際理解等に関する事務を企画政策課へ、DV防止対策に関する事務を社会福祉課へ、平和に関する事務を総務課へ移管する。 •事務の移管については、教育の情報機器管理業務を総務課から学校政策課へ、こころの相談業務を社会福祉課から障害福祉課へ、子育て支援センター事業とつどいの広場事業を保育課から子育て支援課へ移管する。 ●令和3年度以降の行政組織 •都市建設部で、道路課の建設部門と維持管理部門(公園管理を含む)の2課分離及び都市計画課と建築宅地課の統合の検討(R3)。 •地域包括支援センターと高齢者支援班の統合の検討(R4)。 •事務の移管については、防犯灯管理業務を市民活動支援課から道路課へ(R3)、街路樹管理業務を都市計画課から道路課へ(R3)、工業団地雨水整備事業を道路課から上下水道課へ(時期未定)移管することを検討。</p> <p><u>2 係制について</u> •係制を導入する際の基準の内容の整理。 •令和2年度以降係制の導入を目指すとしたが、スタッフ制が効果を発揮する部署も想定されるため、来年度以降、係制とスタッフ制を併用した場合の課題等の整理を行う。</p> <p><u>3 その他</u> 今後、既存の市の事務の整理、精査及び調査研究等に当たって複数課に跨る事務の連携調整などを専門的に行う組織を時限的に設置することの検討。</p>
論点(決定を要する事項)	1 令和2年度及び令和3年度以降の行政組織について 2 係制について	

部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	<p>【会議等開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政組織再編検討委員会 計4回(8/21、10/29、11/8、12/6) ・行政組織再編検討部会(総務部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(企画財政部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(市民環境経済部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(福祉部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(健康子ども部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(都市建設部) 計2回 ・行政組織再編検討部会(教育部) 計2回 <p>◎検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度及び令和3年度以降の行政組織について <ul style="list-style-type: none"> ・組織は、毎年のように変えることは本来あるべきではない。しかし、今後多くの退職者が見込まれるが職員の増員は難しい状況の中で、管理職の育成をしなければならない。若手職員は増えているが、主幹、副主幹の職員が少なく、一定の経験を持った職員を昇格させるとそのクラスの動ける職員が少なくなる。限られた職員数で多様化する行政課題に対応するために組織をまとめ、効率化を図る必要がある。 ・令和3年度から後期基本計画がスタートするが、このタイミングで、定員管理やアウトソーシングのあり方などを再検討し、組織についても段階的に目標を定める必要がある。 ・(第4回検討委員会で「事務の整理、廃止を専門的に行う特命的な組織の配置」提案) <ul style="list-style-type: none"> 組織や事務のスリム化は、進めていかなければならないことであり、時限的に組織を作つて事務等を見直すということはよいが、どこまでのレベルでそれを行うのか精査し、検討する必要がある。事務事業評価や行政経営改革などとの関係を整理して、今後の設置を目指し検討すること。 ●係制について <ul style="list-style-type: none"> ・係制を導入する目的は理解するが、すべての部署が係制にすることが良いとは限らない。スタッフ制が機能する部署もあるので、完全係制ではなく併用の検討が必要。 ・係制とスタッフ制を併用した場合の課題等整理をした上で仕組みづくりが必要。 ・係長の役割、管理職育成という点では、理想は係の統括、マネジメントをしっかりとやって欲しいが、係の業務量を勘案すると個別業務を持たざるを得ない。 ・人材育成という観点では、30代で係長という職を経験させたい。 																														
	<p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月 議員全員協議会で説明 ・令和2年2月 第1回議会定例会に行政組織条例改正議案上程 ・令和2年4月1日 新組織体制始動 ・令和2年4月以降 令和3年度以降の行政組織の再編の検討 																														
スケジュール	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">有無</th><th style="text-align: center;">方法(時期)</th><th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">有無</th><th style="text-align: center;">方法(時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">条例規則</td><td style="text-align: center;">有</td><td style="text-align: center;">条例改正(R2年3月)</td><td style="text-align: center;">報道発表</td><td style="text-align: center;">無</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会説明</td><td style="text-align: center;">有</td><td style="text-align: center;">議員全員協議会(R2年2月)</td><td style="text-align: center;">広報・HP等</td><td style="text-align: center;">有</td><td style="text-align: center;">広報、HP(R2年4月)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民参加</td><td style="text-align: center;">無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">付議書公表</td><td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非</td><td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	条例改正(R2年3月)	報道発表	無		議会説明	有	議員全員協議会(R2年2月)	広報・HP等	有	広報、HP(R2年4月)	市民参加	無					付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非	<input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)			
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																										
条例規則	有	条例改正(R2年3月)	報道発表	無																											
議会説明	有	議員全員協議会(R2年2月)	広報・HP等	有	広報、HP(R2年4月)																										
市民参加	無																														
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非	<input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)																													
<p>参考情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">関係法令等</td><td style="width: 95%;">白井市行政組織条例ほか</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">関係課</td><td style="width: 95%;">全課</td></tr> <tr> <td style="width: 5%;">事業費</td><td style="width: 95%; text-align: right;">0千円 (うち特定財源 千円)</td></tr> </table>	関係法令等	白井市行政組織条例ほか	関係課	全課	事業費	0千円 (うち特定財源 千円)																									
関係法令等	白井市行政組織条例ほか																														
関係課	全課																														
事業費	0千円 (うち特定財源 千円)																														

令和2年度白井市行政組織体制について

はじめに

令和2年度白井市行政組織の編成に当たり、平成29年度に策定した「白井市行政組織再編基本方針」（以下「方針」という）に基づき、「白井市定員管理指針」に基づく適正な定員管理を行うとともに、限られた職員数で多様化する行政課題等に柔軟かつ的確に対応できる組織体制について継続的に調査・検討を行いました。

調査、検討に当たっては、課及び班の統廃合を前提とした再編を推進することとし、効率的・効果的な組織体制の構築に努め、昨年度定めた目標値の達成を目指して検討を重ねてきました。

●会議等開催回数

検討委員会	4回
検討部会（総務・企画財政）	2回
検討部会（市民環境経済）	2回
検討部会（福祉・健康子ども）	2回
検討部会（都市建設）	2回
検討部会（教育）	2回

●目標値

年 度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
課等数	34課	30課	28課

検討に当たっては、方針に基づき、令和2年度に実施する組織の統廃合及び事務移管、また令和3年度以降に実施する組織の統廃合及び事務移管について、各検討部会及び検討委員会で協議、検討し、効率的かつ効果的な行政組織及び組織体制の構築を目指しました。

また、併せて平成31年度から一部試行導入した係制について、今後の運用に当たっての基準等の検討を行いました。

1 白井市行政組織体制及び事務移管について

令和2年度は、課の数として目標値の28課となるよう、組織の最小単位である班及び係並びに課内室の統廃合や事務移管について、検討委員会や各検討部会で協議を重ねたところですが、事務の整理を進めながら組織の統廃合を同時に進めるのは難しく、令和2年度は、部及び課の再編は行わず、下表のとおり、課内室の見直し等及び事務移管を行うこととしました。

●令和2年度に実施する組織の変更及び事務移管

	組織変更	事務移管	継続協議
総務部		教育に係る校務用情報機器管理業務（総務課⇒学校政策課）	
企画財政部	男女共同参画室の廃室 ・人権、男女共同参画⇒市民活動支援課 ・国際理解、多文化共生⇒企画政策課 ・平和⇒総務課 ・DV防止対策⇒社会福祉課		
市民環境経済部			市民課窓口における税証明発行業務
福祉部		こころの相談業務（社会福祉課⇒障害福祉課）	
健康子ども部		子育て支援センター事業及びつどいの広場事業（保育課⇒子育て支援課）	
都市建設部			
教育部		教育に係る校務用情報機器管理業務（総務課⇒学校政策課）	

(1) 総務部

総務部は、昨年、企画財政部と合同で時限的に設置された課や1課1班の課の統廃合を行ったことから、今年度、組織の見直しは行いませんでしたが、次のとおり、事務の移管を行います。

◆総務課の教育に係る校務用情報機器管理業務を教育部学校政策課に移管する。

市では、来年度以降、ICT教育の充実を図ることとしており、情報機器の整備を行うことを予定しています。現在、学校の教員が主に使用する校務用パソコンなどの情報機器管理については、市職員が使用する情報機器と一元管理することで効率化と費用的な効果が見込まれたことから、平成30年度に学校教育課から総務課に事務移管したところです。しかしながら、移管後の事務の検証をしたところ、学校現場の実態を把握できない教育委員会以外の職員が管理することで時間的にも運用的にも効率の悪さが顕在化し、また費用面でもライセンスの問題で教育現場で使用するソフトウェア購入時に不都合が生じるなど新たな課題が発生しています。そのため、校務用と教育用を一体で整備及び管理を行うことで、より効率化及び機能強化が図れる体制とします。

(2) 企画財政部

企画財政部は、昨年、総務部と合同で時限的に設置された課や1課1班の課の統廃合を行ったことから、今年度、課の見直しは行いませんでしたが、次のとおり、課内室の見直しを行います。

◆企画政策課男女共同参画室を廃室し、男女共同参画及び人権に関する事務は市民環境経済部市民活動支援課へ、多文化共生及び国際理解などに関する事務は企画政策課へ、DV防止対策に関する事務は福祉部社会福祉課へ、平和に関する事務は総務部総務課へそれぞれ移管する。

男女共同参画室については、平成21年度に課内室として設置し、男女共同参画に関する事務を中心に、人権、国際理解、平和など幅広く事業を推進してきました。

男女共同参画については、平成11年に男女共同参画社会基本法が公布施行されて以降その推進に取り組んできましたが、20年が経過し、意識啓発や知識の普及を中心とする取組から、実践的活動を中心とする取組へ移行する段階に来ており、その取組を地域に広げていくためには市民協働の観点から進めていくことが重要であることから、市民活動支援課に事務を移管します。また、男女共同参画と人権は関連が多いことから併せて移管します。

多文化共生、外国人支援、国際理解、ホストタウン等に関する事務について

は、従来の国際交流に加え、外国人住民との共生をテーマとする多文化共生社会の推進がこの分野における大きな課題となっており、まずは市全体の方針を定めて普及啓発を中心とする取り組みを進める必要があるため、引き続き企画政策課で事務を進めることとします。

DV防止対策については、予防啓発部分を企画政策課、相談支援部分を社会福祉課で行っていますが、DV防止対策業務の一元化を図るため、社会福祉課に事務を移管します。なお、DV防止基本計画については男女平等推進行動計画と一緒に策定しているため、市民活動支援課で扱うこととします。

平和事業については、男女共同参画室設置前に当該事業を所管していた総務課に事務を移管します。

(3) 市民環境経済部

市民環境経済部は、平成30年度に商工振興課と農政課を統合し、また都市建設部から環境課を移管するなど大幅な再編を行っていることから見直しは行いませんが、前述のとおり、市民活動支援課に男女共同参画及び人権に関する事務を移管します。

また、現在、証明書発行業務の一元化として市民課窓口で税証明書の発行を行っているところですが、今後窓口業務の委託化を進めるに当たり、証明書発行の更なる効率化を図るため調査研究を行います。

(4) 福祉部

福祉部は、平成30年度に部の再編を行った際に課等の大幅な再編を行っていることから見直しは行いませんが、次のとおり、事務の移管を行います。

◆社会福祉課を主管課として、障害福祉課及び健康課の3課で事務を分担しているこころの相談事業のうち、社会福祉課の事務を障害福祉課に移管する。

こころの相談事業は、市内に精神科を標榜する医療機関がないことから平成10年度から実施しています。現在は、社会福祉課を中心に3課で事務を分担していますが、事務の効率化を図るために、社会福祉課の事務を障害福祉課に移管します。

(5) 健康子ども部

健康子ども部は、福祉部同様、平成30年度に部の再編を行った際に課等の大幅な再編を行っていることから見直しは行いませんが、次のとおり、事務の移管を行います。

◆保育課の子育て支援センター事業及びつどいの広場事業を子育て支援課に移管する。

子育て支援センター事業及びつどいの広場事業は、保育園で実施している事業ですが、実際の利用者は保育園の利用者だけではなく、地域の家庭も対象としています。また、母子保健法の改正により、令和3年1月から新たに子育て世代包括支援センターの業務開始を予定しており、同センターで実施予定のコーディネーター事業の役割の一つとして、子育て支援センター等に繋ぐ役割があることから、コーディネーター事業を所管する子育て支援課に事務を移管します。

(6) 都市建設部

都市建設部については、課の統廃合は行いませんが、次年度以降の見直しを検討しています。

(7) 教育部

教育部については、課の統廃合は行いませんが、前述のとおり、教育に係る校務用情報機器の管理業務を総務課から学校政策課へ事務を移管します。

2 令和3年度以降の行政組織体制及び事務移管について

行政組織体制及び事務移管については、令和3年度以降についても併せて検討を行い、その結果は、下表のとおりです。

なお、組織の再編については、令和3年度以降も引き続き検討を行い、効率的かつ効果的な組織を構築することで行政組織のスリム化を目指すこととします。

	組織変更	事務移管
総務部		
企画財政部		
市民環境経済部		・防犯灯管理業務（令和3年度：市民活動支援課⇒道路課）
福祉部	高齢者支援班と地域包括支援センターを統合→地域包括ケア推進係（令和4年度）	
健康子ども部	家庭児童相談室の位置付け（令和4年度）※子ども家庭総合支援拠点	
都市建設部	「道路課の建設部門と維持管理部門（公園管理を含む）の2課分離」、「都市計画課と建築宅地課の統合」の検討（令和3年度以降）	・防犯灯管理業務（令和3年度：市民活動支援課⇒道路課） ・工業団地雨水整備（更新）事業（時期未定：道路課⇒上下水道課） ・街路樹管理業務（令和3年度以降：都市計画課⇒道路課）
教育部		

(1) 総務部、企画財政部

総務部及び企画財政部については、現時点で統廃合等の予定はありませんが、引き続き再編について検討を進めます。

(2) 市民環境経済部

市民環境経済部については、防犯灯の管理に関して、市民活動支援課で業務を行っていますが、道路課の業務である街路灯と防犯灯を一元管理をすることで管理や事務の効率化が図れることから、令和3年度に道路課に防犯灯管理業務を移管する予定です。

(3) 福祉部

福祉部については、令和4年度を目指し、高齢者福祉課の所管である地域包括支援センターに関して、直営地域包括支援センターの基本業務を民間事業者に委託し、基幹型包括業務のみを担当することとし、高齢者支援班と組織を統合することで、高齢者の増加への対応と機能強化を図る予定です。

(4) 健康子ども部

健康子ども部については、家庭児童相談事業に関して、子育て支援課で業務を行っていますが、組織としては位置付けされていません。児童福祉法の改正により、令和4年度には、家庭児童相談室に保健師や保育士などの専門職を配置し、児童虐待のケースの進捗を関係機関と緊密に連携し、子育て家庭等を対象とした必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点事業を開始するように示されていることから、事業開始に合わせて組織としての位置付けを明確化する予定です。

(5) 都市建設部

都市建設部については、組織の再編として、部内の組織体制と今後の係制導入に向けての体制づくりを図るために、「道路課の建設部門と維持管理部門（公園管理を含む）の2課分離」及び「都市計画課と建築宅地課の統合」の検討を進め、令和3年度の実施を予定しています。

また、事務の移管に関しては、前述のとおり、防犯灯管理業務を市民活動支援課から道路課へ移管することを予定しているほか、事務の効率化を図るために、街路樹管理業務及び工業団地雨水整備事業についても事務を移管する予定です。街路樹管理業務については、前述の組織再編と同じタイミングで都市計画課から道路課へ、

また工業団地雨水整備事業については、時期は未定ですが、道路課から上下水道課へ移管する予定です。

(6) 教育部

教育部については、現時点では統廃合等の予定はありませんが、引き続き再編について検討を進めます。

3 係制について

係制については、平成31年度から一部試行的に実施しているところです。

係制の狙いは、

- ・職員数が減少し組織をスリム化をしていく中で、係や班のマネジメントをする人が必要であること。
- ・係長を経験することで管理職の人材育成につながること。
- ・スタッフ制を行ってきた中での問題点として、それぞれの業務が個人の仕事と捉えられてしまい、担当以外は業務内容が理解されにくいという状況が多くみられるため改善を図ること。

これらのことから、係制に移行し、係長のマネジメントと組織力で体制強化を図るもので

ただし、すべての業務が係制として、効果を発揮できるか検証する必要もあります。これまで、スタッフ制で効果を発揮している部署もありますので、来年度以降検証を進めていくこととします。また、併せて係制とスタッフ制を併用した際の課題等整理が必要となります。

なお、今年度の検討委員会で協議した結果を踏まえ、今後係制を導入する際の基準の主な内容は次のとおりとします。

① 係制とは

市が目指す係制は、課及び係の業務量等に応じて、係長を始め各職員がそれぞれ業務を分担しながら担当を持つことに違いはありません。しかしながら、今後は、担当者任せにすることなく、係長を中心にチームワークを発揮しながら組織力の強化を図りつつ、事務を進めていくとともに、係長は係の責任者として係全体の業務管理及び業務チェックを行うこととします。

② 係の規模

1係につき5人以上を基本とします。（再任用職員を含む）

③ 係長の職級

5級（主査相当）及び6級（副主幹相当）

④ 係長の役割

係長の分掌事務は次の事項を基本とし、その他、課及び係の業務量等に応じて分掌事務を追加するものとします。

- ・係の統括に関すること
- ・係の重要事項に関するこ（議会対応など）

⑤ 課題等

今後、完全係制を目指すこととしていますが、すべての組織で係制が機能するものではないため、業務によっては、例外としてスタッフ制を適用する際の仕組みづくりが必要となります。これらについては、令和2年度に改めて協議、検討することとします。

⑥ その他

係制とした場合の課長補佐の配置については、常置の課長補佐（併任を除く）の配置は行いませんが、期間限定の特命主幹は状況に応じて配置する場合もあります。

⑦ 新たに試行に加える係

- ・企画財政部課税課固定資産税係
- ・市民環境経済部産業振興課農政係
- ・福祉部高齢者福祉課介護保険係
- ・都市建設部上下水道課工務係
- ・都市建設部上下水道課業務係

4 その他

今後の市を取り巻く環境としては、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢の変化や厳しい財政状況などが見込まれ、事務の整理を進める必要があります。

しかしながら、現状では、担当課で通常事務を行いながら事務の整理を行うことは難しく、「白井市行政経営指針」に定める、「組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、行政組織の効率化、スリム化を進める」ことができない状況も見受けられます。

そこで、既存の市の事務の整理、精査及び調査研究等に当たっては、複数課に跨る事務の連携調整に関することなどを専門的に行う組織を時限的に設置することを検討していくこととします。

ただし、設置に当たっては、事務事業評価や行政経営改革の取組などとの関係や、取り扱う事務事業などを整理する必要がありますので、今後検討を進めていくこととします。

令和2年度 白井市行政組織図（案）

